

## 《返戻金制度について》

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月未満に、本人の都合による退社、又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社日より、1 週間未満の場合はサービス利用料の 100%を返還するものとする
- (2) 入社日より、1 週間より 3 ヶ月未満の場合はサービス利用料の 50%を返還するものとする

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社スクウッド